

社会福祉法人友朋会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友朋会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員、評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (7) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 職員とは、法人の運営する施設において勤務する施設長、副施設長、事務長、課長等の管理職をいう。
- (9) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 常勤役員 | 報酬、賞与、退任慰労金 |
| (2) 非常勤役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与 別表第2に定める額
 - (3) 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。
- (1) 報酬 別表第4に定める額
- 3 評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。
- (1) 報酬 別表第5に定める額。ただし、定款第八条で定める金額を超えない範囲。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める範囲内で、理事会の決議を経て理事長が定める。
- (1) 報酬 別表第6に定める額。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、賃金規程に準じて支給
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3ヶ月以内
- 2 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に、死亡により退任した者の退任慰労金にあつては、その遺族に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤役員以外の役員等が職務を行った場合には、別表第7に定められた当該費用を弁償することができる。
- 4 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は賃金規程に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和2年3月25日より施行する。

この規程は、令和5年6月24日より施行する。

別表第1（常勤役員俸給表）

号俸	報酬月額
1	661,200 円
2	702,800 円
3	744,400 円
4	786,000 円
5	827,600 円
6	869,200 円
7	910,800 円

別表第2（常勤役員の賞与）

夏季賞与（6月）	報酬月額×2.0ヶ月
冬季賞与（12月）	報酬月額×2.0ヶ月

※職員平均賞与支給月数が上記よりも低い場合には、それと同率とする。

別表第3（常勤役員の退任慰労金算定方法）

（算定式）

$$\boxed{\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数}}$$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

（係数）

役職名	係数
理事長	1.2
副理事長	1.0

別表第4（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000 円
上記の他、法人・施設業務の執行	

※上記の額は源泉所得税等控除後の額とする。

(2) 監事

	日 額
監事監査等、理事会、評議員会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務等の執行	

※上記の額は源泉所得税等控除後の額とする。

別表第5 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務等の執行	

※上記の額は源泉所得税等控除後の額とする。

別表第6 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円
上記の他、法人・施設業務等の執行	

※上記の額は源泉所得税等控除後の額とする。

別表第7 (費用弁償)

	日 額
各種会議への出席、法人・施設業務のための出勤	2,000円